

平成 19 年度 第 1 回 芦屋市市民参画協働推進会議 会議要旨

日 時	平成 19 年 6 月 24 日 (日) 14:00 ~ 16:00
場 所	あしや市民活動センター
出 席 者	<p>委 員 今川 晃 ・ 弘本 由香里 ・ 焦 従 勉 藤野 春樹 ・ 山村 孝司 ・ 山下 正夫 河口 紅 ・ 菅沼 久美子</p> <p>事務局 山中 市長 高嶋部長 ・ 大橋市民参画課課長 田中市民参画課課長補佐 ・ 福島市民参画課主査 東市民参画課臨時的任用者 海士 美雪相談員</p>
会議の公表	<p>公 開 非公開 部分公開</p> <p>< 非公開・部分公開とした場合の理由 ></p>
傍 聴 者	0 人

(大橋課長)

ただ今より芦屋市市民参画協働推進会議,委員の委嘱状交付式及び第 1 回会議を始めたいと思います。私は本日の司会を担当します市民参画課課長の大橋と申します。よろしく願いいたします。

ただ今より, 委嘱状の交付式を行います。山中市長お願い致します。

(市長)

「委嘱状 今川 晃様 貴方を芦屋市市民参画協働推進会議委員に委嘱いたします。任期は平成 21 年 6 月 23 日までとします。平成 19 年 6 月 24 日 芦屋市長 山中 健」
「委嘱状 弘本 由香里様 以下同文」・・・「焦 従 勉様」「山村 孝司様」「山下 正夫様」「川口 紅様」「菅沼 久美子様」

(大橋課長)

続きまして山中市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

みなさんこんにちは。本日はお忙しい中, また足下の悪い中, 第 1 回推進会議にお集まりいただきましてありがとうございます。また日頃から芦屋市に対しまして何かとご協力を賜りまして, 心からお礼申し上げます。また今回も大変お忙しいにも関わりま

せず、委員への委嘱を快くお引受けくださいます心からお礼を申し上げたいと思います。本年4月から「芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例」が施行されまして、丁度2ヶ月前に「あしや市民活動センター」がオープンしたというところでございます。今後5年間の、芦屋市市民活動の協働を推進する方向を決めるという重要な計画を、この市民参画協働推進計画と位置付けておりまして、今回本推進会議においてご検討いただくことになっておりまして、我々の想像以上の進展があるのではないかと思いますし、行政も負けないように市民の方々と一緒に得るべき行政をしていかないといけないと思っております。重要な会議に大所高所のいいご意見をいただきますよう、心からお願い申し上げます。ご挨拶に変えさせていただきます。本当にありがとうございました。今後ともよろしくお願いたします。

(大橋課長)

続きまして本日は第1回目の会議ということもありますので、皆様の自己紹介をお願いいたします。

委員自己紹介(出席者名簿を参照)

事務局自己紹介(出席者名簿を参照)

(大橋課長)

ここで市長は公務がありますので退席させていただきます。

(市長)

皆様どうぞよろしくお願いたします。

(大橋課長)

ではただ今より第1回芦屋市市民参画協働推進会議を行います。会議に入ります前にいくつか皆様にご了解いただきたいことがあります。まず第1点目、会議録の作成にあたりまして正確を記す為にテープで録音させていただきますのでご了解をお願いいたします。市では芦屋市附属機関等の設置に関する指令によりまして、こういう集会に関しまして公開を原則としております。本日お見えの方でない同等の方がいらっしゃいましたらご報告をお願いしたいと思います。以下の**物件**がございました。委員名簿の公開・会議録の公開及び会議中の発言者のお名前につきましても公開となっております。昨年の分につきましては委員の名前は<委員>となっておりますが、4月以降につきましてはどなたがどのような事を言ったかも併せて公表することになっておりますのでご了解ください。状況に応じましては会議録を開示する場合もあ

りますがそれについては、会長が会議にはかって開示することになっておりますので
よろしく願いいたします。では、次第の 5、第 1 回会議の 1 番、会長及び副会長
選出に入りたいと思います。芦屋市市民参画協働推進会議規則第 2 条第 2 項に「会長
及び副会長は委員の互選により定めるとあります。」いかがいたしましょうか？

(山下委員)

会長につきましては 16 年度から市民参画指針作りまた条例づくりと続いてご指導い
ただきました今川委員さんに、そして副会長さんにつきましては 同じく 17 年 18
年とアドバイザー委員をしておられました弘本委員さんをお願いしたいと思いま
すが。如何でしょうか？

(大橋課長)

ただ今山下委員より会長には今川委員、副会長には弘本委員をというご提案がありま
したが皆様よろしいでしょうか。

(全委員)

お願いします。

(大橋課長)

ご異議なしということですので、会長には今川委員を、副会長には弘本委員が選出
されました。・・・席の移動・・・これからの議事につきましては会長をお願いいた
します。

(会長)

あまりお役に立ちませんが会長に選出されましたので精一杯努めさせていた
だきます。私は指針作りから市民の皆様と共に関わってきましたけれども実際のところ
になりますとあまり状況がよくわからないという面もございますので、いろいろ
ご指導いただきながらこれから推進計画とかいろんな点で意見交換をしていきたく
と思いますのでよろしく願いいたします。

(副会長)

???私も??ございまして???芦屋市民でない??? NPOに皆様の??
就任報告???

(会長)

ではお手元の資料によって議事を進めたいと思います。本日は初めての顔合わせとい

うこともございまして、これまでの情報を共有化しようと思います。まず(2)の経過報告並びに資料説明を事務局のほうからお願いします。

(福島主査)

まず資料の確認をいたします。1 ページ目がレジメ。2 ページ目が予定表。無い場合はすぐに仰ってください。3 ページ目が出席者表。4 ページ目が市民参画・協働推進について。次のページが計画の一覧表 A 3 版です。そのつぎ市民参画・協働関係計画についてのまとめ・その次に条例が 3 枚あります。その次に条例施行規則・推進会議規則、そのつぎに条例の説明文が続きます。11 枚めくりますと指針が 16 ページあります。その次に浦安市の推進計画があります。新庄市協働推進計画が 2 枚。宇都宮市の市民協働について推進計画がありそれですべてです。皆さん揃っているでしょうか。

次に経過報告をいたします。お手元の資料の 4 枚目「市民参画・協働の推進について」6 月 24 日資料をごらんください。市民参画・協働推進の指針づくりですが平成 18 年 2 月に作成いたしました。

その指針をつくるために平成 16 年度は 12 月 4 日から 5 回会議を行いました。この会議の中には市民公募委員の皆さんもお入りいただいております。検討会議は 3 回実施いたしました。17 年度の検討会議は 3 回実施いたしました。検討会議の資料として平成 16 年 12 月 15 日から市民活動団体基礎調査を実施いたしまして、すべてホームページにアップいたしております。76.9%の回収率で中にたくさんの書き込みをいただいております。その資料をもとに検討することができました。アドバイザー会議は平成 17 年 10 月から 3 回実施いたしました。次に条例づくりですが、市民参画及び協働推進に関する条例を作るために会議を行い平成 19 年 4 月 1 日施行することができました。推進本部をつくり全面的に市として取り組むということで平成 18 年 4 月 24 日に第 1 回推進本部を開催し 3 回開催いたしました。推進委員会の開催は平成 18 年 5 月から 8 回行いました。分科会を設置いたしまして(仮称)市民参画センター設立準備会議を 5 回平成 18 年 10 月 5 日から開催いたしました。目的は市民参画センター設立準備の検討です。次に市民参画・協働全般に助言をいただくためにアドバイザー会議を 4 回平成 18 年 7 月 6 日から実施いたしました。皆さんでご意見をいただきまして纏めました「芦屋市の市民参画及び協働の推進に関する条例」(骨子案)につきましてパブリックコメントを平成 18 年 10 月 30 日から実施し 12 人 46 件のご意見をいただき修正することができました。そのご意見に沿いまして条例を作成いたしました。市民懇談会も実施いたしました。21 人からご意見いただき 29 件の意見がありました。大原・茶屋・潮見の 3 か所の集会所にまいりまして実施いたしました。その結果につきまして市広報紙 10 月 15 日号に掲載し、ホームページにも掲載いたしました。紙ベースでは市民参画課情報コーナーで開示いたしました。あしや市民活動センター意見交換会を 3 回開き、市側を交えて皆さんのご

意見を頂戴いたしました。推進についての経過については以上です。

(会長)

今ご説明いただきましたが、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。最後にご意見を伺いたい場面もございますので、何かお気づきの点がありましたらお伺いいたします。

では続きまして(3)芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例について、に入らせていただきます。これらに基づきまして先ほどご説明がありましたが16年度指針から始まって市民の皆様と意見を交えながらポジションを作りパブリックコメントを行い条例の制定等進んでいきました。これら条例本文とその解説も含めて事務局の方からご説明申し上げます。

(大橋課長)

A3の資料から6枚目をご覧ください。上に括弧で条文、下に解説という形で書いてあります。会長も言われたように解説も含めてご説明したいと思います。

「芦屋市市民参画及び協働に関する条例」目的 第1条 この条例は、本市の市政に対する市民の参画を推進するための基本的な事項を定めることにより、市民及び市が協働による住みよいまちをつくることを目的とする。第1条目的を定めております。解説といたしまして、市は総合計画における基本構想を理念に、市民と共に自治の運営に取り組んできました。また、市はこれまで市民参加を推進してきましたし、自治会のみならずNPOもさまざまな活動を展開しだしています。そこで、総合計画の理念を基本として、これからの「まちづくり」のさらなる発展のため、市と市民との関係を見直し、参加や協働のルールを定める必要性が生じました。市は本条で述べる目的に向けて鋭意努力することは言うまでもありませんが、市民と共により良い協働関係を創り上げて行くためには、本条例も市民と共に育てていくべきものです。

ということで第1条の解説になっております。次に第2条にまいります。第2条はこの条例の中での言葉の定義を定めております。 定義 第2条この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。(1)市民 市内に在住在勤及び在学する個人並びに市内で活動する法人その他の団体をいう。(2)市民参画市民が市政に参加する意思を反映させることを目的として市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に参加することをいう。(3)協働 市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、互いに尊重し、補完し、協力することをいう。(4)審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により設置する審議会等及び市の施策の企画立案、意見交換、提言等を行うため要綱等により設置する委員会をいう。(5)市民提案 市民が自ら施策を提案し、又は市の求めに応じて市民が提案することに対して、その提案の概要、提案に対する市の考

え及び結果を公表する手続きをいう。(6)ワークショップ 市の施策の策定の当たり、一定の案に集約するため、市民が参加し、各種共同作業等を行い、施策について議論する方法をいう。(7)パブリックコメント 市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え及び結果を公表する手続きをいう。3条以降出た言葉についての定義です。解釈 本条では、これからの「まちづくり」に必要な用語とその積極的な意味について説明しました。「市民」については、市内に生活の本拠を有する住民に限定し、住民がより良い権利行使ができるようにすべきであるという考え方もあります。しかし、本条例は、住所が市内になくても芦屋市に貢献する法人などの団体も積極的に市民と解釈し、広く英知を結集して、より良いまちづくりを行おうとすることを目指しています。したがって、芦屋市に通勤や通学される方々にも積極的にまちづくりに協力を求めることとなります。「市民参画」は、市が市民の意見を聞いて判断するという公聴とは異なり、市民が市の施策の企画立案、実施及び評価の過程に直接参加することを意味しています。したがって、この市民参画の理念に向けて、市は積極的に市民参画手続きを改善していくこととなります。「協働」の定義は様々ですが、まずは本条のように定義し、第15条で述べる(協働の拠点)を中心に、協働のより良きあり方を追求していくことが大切です。「審議会等」は市の政策形成に影響を及ぼす重要な機関でしたので、本条例の趣旨に沿う形で「審議会等」の発展を考える必要があります。「市民提案」は、市民の提案を前提に、市が施策に取り入れたり、協働実施を検討したりすることで、市民と市との関係の改革のためには重要な手段です。「ワークショップ」は、市民の意見を集約する有力な手段と考えられています。ワークショップには様々な手法がありますので、いろいろな場面で積極的に採用していけば、より良きワークショップの手法の発展に、ひいてはまちづくりに貢献することとなります。

「パブリックコメント」は、計画案などについて、市民の意見を聴取する有力な手段として、各地方公共団体で採用されつつあります。

基本原則まで説明します。基本原則 市民と市との市民参画及び協働の推進を図るための原則ということで (1)自立の原則 (2)対等の原則 (3)相互理解及び協力の原則 (4)情報の提供および共有の原則 (5)評価と説明の原則 この5つの原則をもとにしまして市民参画及び協働の推進を図るものと定めております。続きまして第4条 市の責務 市民が市民参画及び協働への意識と意欲を高めるために市として責務が嫁されております。1項はそれに向けて啓発をおこなう。2 市民が市政について必要とする情報を積極的に公開する 3 市民が容易に市政に参画し、協働を推進できるよう創意工夫を行う。という3つの責務を市は嫁しております。次に第5条をご覧ください。先ほどは市の責務ということでしたが、第5条は 市民は、協働の精神のもとで市民参画に取り組み、公共の利益を図ることを基本として、積極的な協働に努める。ということで住みよいまちをつくるためには、市民も責任と義

務を自覚することが必要となりますので、本条で宣言しています。お互いが責任義務を自覚して参画協働に努めていきたいと思いますということでそれぞれ市の責務・市民の責務という形で条文にあげております。次に第6条 市民参画につまましていろいろと市が行政を行っている中で対象となる事業ということで市民参画の対象となるのは次の内容ですということで1・2・3・4と4つあげております。1つ目 市の基本構想,基本計画その他基本的事項を定める計画等の策定または重要な変更 2つ目 市政に関する基本方針を定め,または市民に義務を課し,もしくは権利を制限する条例の制定又は改廃 3つ目 公共の用に供される大規模な施設の設備に係る基本計画等もしくはその利用や運営に関する方針の策定またはそれらの重要な変更 4つ目 その他市民生活に極めて重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃 ここにあげている4つが参画の手続きの対象となるとあげています。但し例外規定といたしまして2項の中に,前項の規定にかかわらず,次の各号のいずれかに該当する施策については,市民参画の手続きを行わないことができるとして以下3つをあげております。特に2項の2に掲げられている 市税の賦課徴収及び分担金,使用料,手数料等の徴収に関するもの及び前2号に掲げるもののほか,緊急を要するものその他やむを得ない理由があるものにつまましては,市民参画の手続きを行わないことができるということで第2項で例外規定を設けています。

(会長)

条文はまだ続きますので、ここまでで何かご質問・ご意見はございませんでしょうか？

(川口委員)

今、市民参画の条例の紹介は何をすべき？・・・というのはこれはもう決まっている制定されたものなのでここで、これはおかしい？とかいうものではないですね？

(会長)

そうですね。議会で承認されたものです。ここでは所謂質問ですね。ここはどういう意味ですか？等,質問いただければ・・・今日は第1回ですので情報の共有を目的としています。

(川口委員)

情報の共有ということですね。分かりました。

(会長)

よろしいでしょうか？ では続けてお願いします。

(大橋課長)

つづきまして第7条参画の手続き。具体的な市民参画の手続きについて規定いたしております。(1)審議会等の活用(2)市民提案の活用(3)ワークショップの開催(4)パブリックコメントの活用(5)前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める協議会、公聴会等の活用 この中での特色としては、市民提案という今まで芦屋市では特に規定していなかったのですが、市政全般について市民の方から具体的な提案を頂くという制度を(2)で設けております。後ほどまた詳細について説明させていただきます。(5)については上記(1)~(4)以外にもっと有効な適当な手段がありましたら活用しますという事であげております。解説のなお書きであげておりますが住民投票につきまして本条例の中では住民投票については定めておりません。この中であげているような理由によるものですが、市では抜き差しならない問題が発生した場合に、必要に応じて議会が住民投票条例を定めることができるので住民投票は重要な手続きではありますがけれどもあえて今回は以下の理由で割愛しています。まずは市民の英知を結集して、住みよいまちをつくるのが先決であり、そのためには住民投票の必要性が生じないように、住民参画や協働を徹底してすすめていくことを優先すべきと判断しました。ということでこの内容につきましては住民投票について特に触れていないということです。

続きまして第8条、先程第7条で規定しました手続きにつきましてそれぞれ述べているぶんです。第8条につきましては審議会等について述べております。市は、審議会等を委員の選任に当たっては、他の審議会等における委員の就任状況、構成等を勘案し、選任するよう努める。また審議会等の市民公募による委員を1人以上選任するよう努めなければならない。積極的に公募委員を採用するように述べております。続きまして第9条に移らせていただきます。先程少し話しておりました市民提案の中で2つあげております。第1項、具体的な施策を市民の方から提案していただく。第2項については予め市が内容を設定しましてこれこれについて提案してください。という主旨が第2項の条文です。1項につきまして特に市が呼びかけるのではなく第6条の市民参画と対象につきまして市民の方から具体的な施策を提案していただくという仕組みになっております。第3項では市民からの提案につきましては検討を行い市の考え及び検討結果を公表する。提案いただいたものについては必ず解答いたしますというのが第3項の主旨になっています。具体的な内容につきましては、解説の下にあります条例施行規則の中で手続きにつきましては規定してあります。こういう形の基づきまして頂いた提案に対してお答えをしていくとあげております。続きまして、第10条ワークショップ。ワークショップを開催するときは、広く市民の参加を求め、素案の合意形成が図られるよう努めなければならない。これにつきましても具体的な開催の規定につきましても、解説の下にあります条例施行規則に定めておりますので、

開催する時は予め次の項目を公表し、3にありますように、ワークショップを行うときは、開催日時等に配慮し、市民が参加しやすい環境づくりに努めるというように積極的な参加をいただけるように市のほうに義務つけております。つづきまして、第11条パブリックコメント。同じくパブリックコメントの実施に当たってのルール・内容等についても同じく下にあります施行規則に具体的な方法も併せてパブリックコメントを行なう場合でのスケジュールも含めてあがっています。これについても出されました意見につきまして第3項ですが提出された意見について検討を行い、市の考え及び検討結果を公表する。先程の市民提案と同じく出された意見については市として回答していくという事であります。続いて第12条。手続きについては施策の決定する前からできるだけ早い時期から実施するよう努めなければならない。解説にありますように施策の企画立案、実施及び評価の過程に市民が直接参加することですから、施策の決定にあたっては、可能な限り早期から市民参画が必要となります。したがって、早期から、どのような市民参画の手続きを採用し、どのように市民参画の手続きを組み立てていくかについて、市は市民と共に開発していくと共に、積極的に市民参画を実施していきます。ということで市は努めなければならないと表現しております。つづきまして第13条。ここで一旦きらせていただきますが、先程の手続きの公表する手段・ツールですが、担当の所管課での文書の閲覧、市広報紙への掲載、市ホームページでの掲載、行政情報コーナーでの閲覧、その他効果的に周知できる方法、これは状況が変われば新たな手法がでてくることも考えられますので、5の中で効果的に公表できる方法について検討をしていくということであげております。

此処で一旦きります。

(会長)

なにかご質問ございましたらお願いします。あとで又質問を受け付けますので続けてお願いします。

(大橋課長)

14条。実施予定及び実施状況の公表。市は毎年度、その年度における市民参画の手続きの実施予定及び前年度における参画手続きの実施状況を纏めて公表するものとする。公表の義務を課しております。解説にもありますように第17条これから皆さんで論議していくものですが、推進計画の公表と前年度の実施状況の公表を義務付けているものです。前年度の実施状況については、行政評価とリンクして適切に公表が出来るように努めることがしに求められています。次ページ第15条。これが前半にも出ていました協働の拠点という部分です。市は、市民参画及び協働の推進を図るため、地域の課題解決又は発展を目的として市内で活動する個人及び市民活動団体(次号において「市民活動団体等」という。)の協働の拠点を設置する。2 前項の

協働の拠点の運営については、市民が市の協力を得て行なうものとする。具体的には協働の拠点といいますのは今いらっしゃるこの「市民活動センター」ここを拠点として、市内で活動する個人及び市民活動団体が活動していくものです。解説にありますように、協働の拠点を設けることで市と市民との相互交流、情報の共有化を推進すると共に、市民相互の交流や連携を活性化させることが可能となります。この基盤が形成されることによって、課題解決や住みよいまちづくりのための、協働関係や役割分担関係をより良い方向へ発展させていくことができます。という部分で協働の拠点となります。解説の下にありますように協働の拠点につきましては市民により自立した運営が可能となるまでは、市が自立支援を行っていきます。これは箱は作ったのでは市民が勝手にしなさいというのではなく、市は自立に向けて支援を行なっていくということであっております。次に右側の活動へ支援という事で、第15条は拠点の整備ということでしたが、16条は活動に対する支援ということ。解説を読みますが、市が市民活動団体に市民公益活動支援を積極的に行なうことを定めたものです。NPOだけでなく、自治会やボランティア団体など、公益活動を行なう全ての市民活動団体が対象となります。前条の、協働の拠点も市の支援のひとつですが、それ以外にも多様な市民公益活動支援に市は努めてまいります。ということで15条・16条とペア・セットとなって市民活動団体等の支援という形でその努力を定めています。つづきまして第17条・18条は推進計画及びこの推進会議についての規定になるかと思えます。市は、市民参画及び協働により市制を総合的に推進するための計画を定め、実施するものとする。で解説にありますように、推進計画には、市民参画や協働の理念、指針を盛り込むと共に、市全体あるいは部署毎の年間計画を定め推進計画を年度当初に公表するものであります。推進計画は市が市民に市民参画や協働の姿勢を示す最も重要な計画であり行政評価の基準にもなります。その時々地域社会や行政の状況を前提に、実施可能な推進経過を立てるとともに、毎年より前向きに発展していくように市は努めます。第18条で本推進会議の諮問になりますけれど市長は、17条に掲げてあります推進計画の策定、推進計画の進行状況その他推進計画に関し必要な事項については、芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に規定する芦屋市市民参画協働推進会議、本会議に諮るものとする。ということで解説に有ります様に本会議につきましては、市長の諮問に応じて、推進計画の進行管理や外部評価の機能を果たすと共に、市民参画や協働について改善、改革の提言を行なう期間である。したがって、市長は最も効果の上がる適切な市民等を同推進会議の委員に選任するように努め、同会議は原則として公開の場で開催されなければならない。もちろん会議につきましては公開の原則でやっております。この部分で市民参画協働についての提言等を行なう機関であるということでこの会議を位置づけいたしております。つづきまして次のページにめぐっていただきまして、これにつきましては附則がついていまして附則の3になります。市は、社会情勢の変化及び市民参画の推進状況に応じて検討を加え、その結果

に基づいて、5年以内を目途にこの条例の見直し等の必要な措置を講じるものとする。条例につきましては市民と市が共に育てる条例であります。したがって、必要があれば早期に見直し、より良い条例に改善していく必要がある。そのために、5年以内という期限を設定したものであります。5年を目処にいたしまして条例についての検討を行なうと附則で定めております。長くなりましたが条例についての解説という事です。この条例の解説文につきまして今川先生にお願いしたもので先生から何かありましたらお願い致します。

(今川会長)

特別付け加えることはございませんけれども、芦屋市の条例の特色としましては積極的に市民と共にこの条例を作り上げていくんだ。というのが随所に出ていると思います。もちろん条例ですから、議会で議決が必要なんです。が実際の動きと共にこの条例が実際に適合するように更に前向きに条例を改正していく必要がある。黙々と市民と共に条例の形で議論を進めていく必要があるのではないかと、そういう面を積極的に共に活かせる条例として積極的に取り組んでいこうというふうに考えております。それからそれを柱というか実際に活動する柱として協働の拠点ということでこの活動センターを中心にして協働であり参画のあり方、というのを支持していこうと言うのがひとつの考えです。

推進計画につきましてはいくつかの条例も考えておりますが、これは市が市民に対して今後何年間で、ちゃんと推進するということを宣言するもので非常に意義があるものと思いますし、あるいはこの計画に基づいて今日の推進会議の市長の諮問について外部評価的な、まあ、この市民参画に関連しての外部評価的な意見をいう場所としても役立てていきたい。いずれにしても推進計画の重要な機関であります。そういうことでご質問は別にしてご意見は色々あると思いますが、多少によっては条文とエッ？と思うことがあるかも知れませんがこれから市民とともに育てていく改善していくことを目的としている条文ですのでご理解いただきたいと思っております。なにかご意見・ご質問ございますでしょうか？

(河口委員)

14条ですが、実施状況の公表というところですが前年度というのは当然今回が初めてなのでありませんが、今年度に関してはもう公表されているのでしょうか？

(大橋課長)

調査しているところで取りまとめ次第公表します。少し遅れています。すいません。

(高嶋部長)

少し遅れておりまして明日庁内で調査票の配布をする予定です。

(河口委員)

これは取り纏め次第、ホームページなどで公表するんですね？私の思っているのは、最初の年ということもあって、だいたい毎年5月とか6月ぐらいには公表されると考えていいのですか？

(高嶋部長)

5月や6月では遅いんです。途中での変更も当然でてくると思います。すべてが計画通りに、条例でも年度途中でこういう条例を作ろうという場合が出てくると思います。毎月の追加になるか四半期毎の追加になるかその度に追加します。ただ具体的に一番常套、また別にはどういう形になってくるかな？というのが、例えばパブコメを求めるときにも一覧表だけでいいのか？いろいろなところのホームページを見ますと今パブコメしているのはこれですよという形のコーナーがひとつの軸かな、という風に考えておりまして、実は条例はこの4月から施行ですけども条例の時は全庁的に分かっておりましたので昨年度あたりから、計画・条例のときにはパブコメとかここに出ております市民参画の手続きですね、出来るだけ踏むようにということで作業はしております。正直言いましてパブコメというのは手間がかかるのです。我々は一番、この条例にも出ていますように情報を提供するということが下手なんです。我々はしているつもりなんですけど市民の方にとっては不十分だと、ここで明確にされたことによって一つのパターン化、情報の公開がこれからも図っていけるんじゃないかと考えています。

(山下委員)

今までは市民の方が役所に対して、行政に対して言いたいことがあったとしても直接言える方と言えない方がいらっしゃいますね。また言える方というのはごく限られた人しか言えない。それを枠をはずして誰でも気軽に行政に対して新しいこれしたほうがいいのではないですか？とか提案ができるというのが市民参画ですよ。先ほど自治会なんか今までは自治会の役員会の上で地元の事を話をするわけですね。これからは市民参画推進委員会が出来たということで誰でも気軽に行政に対してするようにできますよということを皆さんに分かって貰わないといけません。それと、委員になりますと条例を何十回も読まないという意味がわからない。解釈しにくい、今から勉強しますが教えてください。

(今川会長)

他にご意見ご質問はありますか？

(河口委員)

19 条の後のほうですが附則のところ、5 年以内を目途に条例の見直しなどをし、より良い条例に改善していくという素晴らしいものですが、この見直していく時も遅滞なく手続きというのは、例えば今までの市民参画手続きなどで行うものなのか、それとも市がそういった言葉はおかしいかもしれませんが見直し委員会とかを設立し直すのか？とかいうことはまだ？

(山村委員)

芦屋市の社会福祉会館の場合福祉計画を作っているのですがそれも 3 年を目途にやってるんです。日進月歩ですから条例といえども条例じゃない。制度がどんどん変わってきているんですね。気がついたら古いじゃないか！というその時には新たに設けてもう一度検討しましょうっていう風になっています。本条の 5 年では、日進月歩に進んでいく時代では 5 年後に見たら、なんだこの古いのは！となると思います。きっと 3 年位で見直しましょうということになると僕は思います。その時にこの様な委員会を設けられて行うだろうと僕は思うんですが？

(大橋課長)

どういった仕組みにするかはまだ出来たばかりなので・・・。ただ「市は講じるものとする」何かしなさいと唱っているわけですから段階で、年数も 5 年がいいのかそういった論議も推進委員会の中でもありましたし、その中でひとつの目安という部分で唱っていく分を取りあえず 5 年とあげております。先程いわれているようにどんどん市民参画の手法が変わっていきますので、それまでに変えていかないといけないと思いますが、具体的な方法については、たとえばこの推進会議で話していただくことになるのか？別途それに向けて機関を設けるのか？まだ考えておりません。みなさんのお声を聞きながら何らかの形で進めていきたい。これは確かなことです。

(高嶋部長)

これは今川先生に解説していただいた方が正確かなと、通常 5 年以内と書いていないのです。これを入れないと見直しをしないことがありますので、見直しの必要な措置を講じるという文章だけでは、長くて 5 年ですよと、今仰ったように 2 年か 3 年で必要になるかもわからないし。

(山村委員)

逆にいえば市民に したのに、なにもやってなかったら市民から叱られますよね。

(高嶋部長)

これは絶対市の義務ということになりますので。

(今川会長)

これも以前市民の議論があって積極的に直すという規定を設けてもズルズルと延びる可能性もあるんで、所謂5年ということで規定を設けたのです。恐らくこちらの方でいろいろと加えながら市長が度期毎に体制への動きになるのではないかと、必要によっては推進会議に検討の諮問がおりてくるかも知れません。

(高嶋部長)

やはり我々行政におきまして先ほども申し上げましたが手法も5年も経つと状況が変わってきているのではないかと。我々は情報を隠しているつもりはないんですけれども公開しているつもりなんです、市民の方から見られますと、積極的な向上をしていかないといけないということだと思います。

(河口委員)

この条例の話とは違って、この会議自体も例えば今日傍聴可能かどうかという事もここに来なければ分らなかった。事前にホームページを見たんですがわからなくて。

(高嶋部長)

今日の会議は急遽日程が決まりまして、手続きはしております。ホームページの附属機関のところで見ていただいたら出ていたと思います。今週の後半位に出ていたんじゃないかと思います。

(河口委員)

このあたりも急遽決まったこととはいえ、最初から傍聴も考えられるということがわかった方がより開かれたものと思います。

(高嶋部長)

今附属機関につきましてはすべて広報・ホームページで予定を公表することになっております。それでもそれが漏れることがございますので、毎週月曜日に部長引き継ぎ会議が開かれます庁議の場で再確認というのを昨年からやっております。

(菅沼委員)

市民活動センターの活動とか今回の協議会とかそういうものをお知らせするのに市役所の web からは市民活動センターにはリンクされていないようなのですが・・・何度かここが開設してから市役所のホームページから見て市民活動センターの事が知りたいと思って何度か試してみたんですがリンクがされていないみたいで・・・私の間違いかもしれませんが、ここの動きが見えにくかったというのもありました。

(大橋部長)

最近やっと動き出したところです。

(福島主査)

センターに126団体がアップしているのですがそれぞれの団体の中で中身がアップ前に変わったところがあったんです。ご連絡いただいた部分につきまして修正作業に手間取っておりまして、今は市のトップページのところにあしや市民活動センターと入っておりますし、市民参画協働のページにも入っておりますし、その中で団体の情報のところを見ていただきますと各団体の情報も出来上っております。ご不自由をおかけしました。

(高嶋部長)

余談ですが Yahoo であしや市民活動センターと入れても出てこないんです。

Google でやったら出てくるんですけども・・・どういう仕組みになっているのが？

(海士相談員)

すいません。出てきます。たくさん皆さんがアクセスしてくださったら出てくるんです。私達が一生懸命アクセスしましたので、昨日位から1番トップに出てくるようになりました。

(今川会長)

他になにかありませんか？・・・最後に何かありましたらお願いしますので、(4)の市民参画協働推進計画について事務局の方からお願いします。

(福島主査)

推進計画についてご説明する前に芦屋市の市民参画協働指針作りそのあと条例作り推進計画作りという順に進んでまいりました。指針の方ですが全体の初心を忘れないということで土台となりますポイントのみご説明させていただきます。前から

23 枚目。ページ番号を打ってなくてすいません。条例の次になります。「あたらしい芦屋のまちづくり参画協働」、今やった次になります。その 2 ページをお開け下さい。「はじめに」とありますが此処のみご説明となります。指針を作ったときにどういったことが根底になっているか、指針が出来上がったかということをご説明させていただきます。何のために指針を作るのかという議論になりまして参画と協働をおこなうことで個人個人の生活を楽しく豊かにしたい指針作りの目的であるという議論になりました。豊かに彩る町芦屋にしたいというそういう精神でこの指針が出来上がりました。これを踏まえて作成にあたりまして阪神淡路大震災をはずすことは出来ないということでかけがえのない人命を失った記憶の元、復興過程で市民と行政が一丸となったんだ。共に苦労を分かち合って参画と協働を進めてきたという共通認識が得られました。芦屋市は山や川や海に囲まれた緑豊かなすぐれた住環境があるのだからそれを守り育てたい。震災後の新たな芦屋の文化を育てたいという風に考えました。真ん中あたりですが市民と行政が協働して共に苦労を分かち合うそれには芦屋の町をもっとも良く知る市民が主体となることが大切である。市民と行政が連携しまちづくりを進めていくことで真に豊かで個性的な暮らしやすいまちづくりを進めることができる。と考え指針を作りました。この指針自体は芦屋らしさを協働する次世代育成であるという委員の強い要請をいただきまして次世代育成の指標とも考えております。次に推進計画ですが前から 6 枚目をお開け下さい。A 3 版の資料の次のページです。「市民参画協働関係計画についてのまとめ」とタイトルにあります。市民参画課で 18 年 1 2 月に市の公式 HP からとりまして 1 8 年 1 2 月現在のデーターとして市民参画協働関係の計画について纏めました。この前の A 3 の資料も同じ 1 8 年 1 2 月時点でのデーターで HP 等からとりまして 1 9 年 7 月に作成いたしました。今のページでご説明いたしますと、推進計画とはいったいどういうものだろう、ということで市とか 区の総合計画に基づくものであるとか、市民参加条例など条例に基づくもの、行政経営・行財政計画などに基づくもの、これらの複数によって位置づけられるものがありました。計画に先立って推進指針を作成している自治体もあり浦安市・宇都宮市など代表的な自治体がこれに入ります。企画作成にあたってはパブリックコメントを実施しているところが多いですし「計画を作る会」などを設置して市民参画による例が多いことがわかりました。2 番目に計画のレベル・期間ですけれども計画となっていますが指針レベルであるところと基本計画レベルであるところ、基本計画レベルの浦安市でありますとか基本計画・実施計画レベルである宇都宮市とか基本計画だけあるが別に実施計画レベルを擁する京都などがあります。実施計画レベルのものもあります。実際期間は 5 年から 1 0 年が多いですし実施計画レベルのもので 1 年から 3 年というのも見受けられます。(3) にあります計画本体については「行政運営の各過程における市民参加」、「市民による公益活動に対する行政の支援」に大別

して記述する例が多かったです。基本計画レベルの推進体制が記載されている京都市・浦安・宇都宮が見受けられます。次のページをご覧ください。計画達成度を点検するための「数値指標」を掲げる例が浦安市などに見受けられました。新庄市は評価委員会を設置しています。それを一覧表にしますと下のようになります。次に資料はもどりまして A3 版をご覧ください。「市民参画・協働関係計画の一覧」13の市区町がHPでヒットしましたので表にしました。人口は148万人位から3万5千人まで広くわたっております。左端の1、京都市をごらんください。ポイントのみ申し上げます。計画期間が2001年度からおおむね10年と非常に長いのが特徴です。策定の目的や意義・必要性和基本的方向性を大きな章だてにされていて具体的取組について第3章から述べております。第3章の具体的取組は担当局・区を明示し55項目あげておられます。特徴は第3章の2の(2)市民力・地域力を高める取り組みへの支援が特徴的です。第4章1の全庁的な市民参加推進会議の設置も目立ったところです。2番目東京都板橋区にまいります。位置づけとしまして「板橋区再生経営改革推進計画」の中で「区民参加と新たな公私の役割分担」を新たな視点の1つとされておられます。3年間の計画です。計画終了後に「実施結果」を作成公開されています。特徴としまして第6の個別計画の中の2の(3)地域住民組織との連携(4)NPOとの連携(5)区民参加の計画づくりが特徴です。3番豊島区に参ります。豊島区は平成16年度からずっと工事中で現時点でも計画(案)の状況で処理中となっておりますので次の新宿区に参ります。新宿は新宿区・地域との協働推進計画ということでその地域との推進という特徴がありまして「仕組みづくり推進プラン」というのが今後の取り組みに入っているのが特徴です。5番呉市に参ります。呉市市民協働推進基本計画というのが、第3次長期総合計画の中で、市民と行政が協働して市民主体の新たなまちづくりの展開を位置づけました。5年間の計画です。特徴としては第2条の(2)新たな公共サービスの提供(3)自己実現生きがいの場が特徴的です。7番の基本計画の内容の中に財政的支援が入っているのも特徴です。6の常滑市ですが3年間の計画で市民参画の仕組みづくり、NPO・ボランティアとの協働を柱にされていて目立った点は(2)のアの公共施設養子縁組制度(アダプトプログラム)による環境美化運動で、他の市にも見受けられますがそういうことをされています。市民活動支援の中でささやかなボランティアを生かす仕組みの検討・NPOへの寄付に関する税控除の検討が特徴的です。次に浦安市ですが市民参画推進計画。5年間の計画です。指針と条例を作っています。特徴的なところはの4、取組事項を点検するための「数値指標一覧」をあげておられます。14分野の計142事業について実施時期と担当課を掲げておられます。8番金沢市。金沢市協働推進計画骨子(案)。これは骨子(案)のままで、18年11月28日から12月18日までパブリックコメントを求めていますそれを纏めている最中だということです。9宮代町。ここは割愛させていただきます。

きます。10の旭川市ですが単年度計画になっています。単年度のところもあるということでここに事例をあげました。11新庄市。4万1千人の市ですが新庄市協働推進計画を作成し3年間の計画です。行政における協働推進体制の確立と市民活動の育成・支援を柱に作ってあります。参考資料として後ろに添付してあります。協働手法のルールブック作成・職員研修の実施・協働評価委員の設置、8にあります協働による外部委託の推進2-16の学校教育との連携18NPO法人の税軽減の検討19区長リーダー研修の実施と研修を大きな柱に考えているように特徴立てています。12宇都宮市ですが市民協働推進計画。5年間の計画です。この特徴としては7具体的な取組みの中の(4)活動しやすい環境整備・支援(8)計画の推進にあたって推進体制・進行管理と評価が見受けられます。最後に13高崎市ですが、たかさき市民参加推進計画。非常に長く10年間の計画です。特徴は6の市民参加の具体的な取組みのなかの6-1政策の立案過程、実施過程、評価過程をあげていることと最後に成果指標をあげており各項目に実施時間と担当課を明示していることが特徴です。説明は以上です。

(今川会長)

今のご説明についてなにかご質問はありますか？

(弘本委員)

??の方から県の計画???今回入れられてないんですね？

(福島主査)

いつも手元に置いて条例づくりを進めてまいりましたので条例の中に反映出来たと考えておりました。

(弘本委員)

こんど??

(今川会長)

こんどまではいかないまでもなにか・・・

(福島主査)

県の参画と協働の条例の特色は県民と県民というのが入っているんですね。芦屋は行政と市民の参画協働とあげておりますが、県は行政と県民もあれば県民と県民もあるという風にあげているところが非常に特徴的です。

(高嶋部長)

県の計画の概略はわかりますか？

(福島主査)

県の方の計画は県民と県民の出会いを大きく支援するという事と、県の参画と協働につきましては市・町と連携しながら常にHPをアップし情報の提供を行なうという風に考えていることが特徴的です。県民と県民というところが推進計画とあるんですがびっくりするところです。

(山村委員)

兵庫県の山間と南方の方の県民と県民という意味なの？

(福島主査)

広いですね。県民と県民の協働も県が支援する。

(今川会長)

市民公益活動支援条例だとか市民と市民の活動支援？？とかありますね。？？？？のを支援する？？？？よろしくお願いします。？？促進の要素は入ってるんじゃないかな。ただこの？？とは別に市民公益活動促進条例を？？

(河口委員)

浦安の市民 ？？ しずらい部分は私自身も活動していて感じています。芦屋市内でもNPOは30以上あると思うのですがそこが出てくる場が今までは無かった。そのためにここが作られたというのもあるのですが、それには自治体さんと連携しようと思う時に個人的な付き合いが無い時にしずらかったりして、私の意見も？？も今回？？この場には期待をしている訳なんです。今までなかなか手を繋げなかったところに対して調整をするのが行政としてのひとつの仕事・役割になって頂ければと思っていますので
要望になってしまうかも知れませんが、そういうことを言ってみて出来なかったのを出来なかったで終わってしまうのではなく、出来なかったからジャーこういう場を作っていこうじゃないかという提案を行政の方もしていかなければいけないと感じます。

(今川会長)

そういうふうなここが拠点になるという？？

(高嶋部長)

今までこういう場がありませんでしたので、いろいろな計画の中でもネットワークというのが謳われているんですけども例えば環境計画にしましても環境グループの情報公開の場とか、ここがやっとできましたのでいろんな部門ごとのネットワーク作りこれは行政が主導的にやるのか支援していくような形でやるのか今後の此処の運営の仕方にかかわってくると思います。そういう場はここで一本だという方向にしたいんですね。一部、河口さん男女協働の方の理事もしていただいています、あそこが男女協働の部分では役割をしていますけれども、まだ男女協働の方の委員会では言っていないけれどもあのネットワークの場合でも男女も此処にくるのが芦屋全体のためにはいいのではないかな。啓発活動とか色々な活動の場は男女もいりますけれどもネットワークというのはやはりひとつに纏まって此処でいろいろな男女協働のネットワーク・環境のネットワーク・福祉のネットワークあるときはネットワーク間の交流というのも出来ればという・・・これは理想論ですが。

(今川会長)

パンフレットに芦屋市民活動に理念に沿うと謳われておりますので是非推進していただければと。

(河口委員)

活動自体は場所の問題ではないと思うのです。重要ではありますが基本的には今高嶋さん仰られたように市民が活動するためのネットワークであるとか智恵と工夫が終結する場でないと思ふのですがそれが出来たから万歳！終わった。ではなくそこから何が生まれるかということが実際考えていかななくてはならないと思ひますし一足飛びには出来ないうらうというのも分かります。

(焦委員)

公共施設養子縁組制度についてご存知でしたら教えていただきたいのですが。
?????

(大橋課長)

見た覚えはあったのですが・・・途中ですが今、藤野委員が見えられました。自己紹介をお願いします。

(藤野委員)

自己紹介

(今川会長)

焦さんの質問は次回に

(大橋課長)

はい、調べてご報告します。

(今川会長)

もう既に、今後の日程の前のその他に入っていると思うので意見がございましたら。よろしいですか？ 市民参画推進計画については計画が出来た段階でたぶん諮問がおりるだろうと・・・

(大橋課長)

どんどん次から・・・

(今川会長)

なにかございませんでしょうか？ 推進計画につきましても今から考える事で？

(海士事務局)

すみません。事務局から1ついいですか？ 先程のアダプトプログラムのことなのですが、お示した資料は常滑市でしたが、元資料を調べてみたら米子市の分が出て参りまして口頭で恐縮なんです。アダプトプログラムというのは一定の期間公共の場所を養子に見立てて、市民と行政が役割分担を決めて市民が里親となって道路・公園・河川敷など公共用地の清掃美化を行い行政は市民の清掃美化活動を支援し市民と行政との協働の下で環境美化活動を進めます。と米子市のアダプトプログラムです。アダプトというのはADOPTという英語で「〇〇を養子にする」という意味だそうです。米子市の例ですが。

(焦委員)

養子縁組には支払われるのですか？それとも？

(海士事務局)

米子市でお金の事ですね？ そこまではこの文章からは分からないですが養子に見立ててということで役割分担の中で財政的にどうなっているのかは書いてないです。

(高嶋部長)

たぶんアダプト制度は実費負担ぐらいだと思います。一般的には。実費とは花壇でしたら一定の材料とかお世話は日常的に市民の方々にしていただくという。

(今川会長)

芦屋ではそういう活動はされておられるのですか？

(高嶋部長)

アダプト制度としてはしていませんけれども花の関係をしているのは？

(大橋課長)

あれは市から業務委託という形をとっています。たぶん養子縁組とは違うと思います。

(高嶋部長)

一部南芦屋浜あたりの緑地で花壇をやられてるグループがあると思いますが、このアダプト制度ではないですが。

(河口委員？)

たぶん国交省の道路とか河川とかある程度？？もってやってらっしゃると思うんでそれに？？

(大橋課長)

調べて次回までに

(山村委員)

養子縁組とはピンとこないですね。

(高嶋部長)

アメリカかどこかで発祥した制度だと思います。

(今川会長)

今日の会議全般でも結構ですからなにかございましたら・・・

(河口委員)

今日の会議というよりも19年度の事業予定をみますと、この推進会議は6回開かれる予定でこういう流れでこういう目的の元にやっていくということですね。

(大橋課長)

今年度につきましては当面はまず計画の策定ということです。

(河口委員)

この市民活動センターの活動状況であるとかは話し合っていける場なのか・・・それともこれは別なのか、

(今川会長)

基本的には市長から諮問を受けて話しあう場なので、市民活動センターの運営は名前は分かりませんが運営委員会とかあったんですね？

(大橋課長)

いえそれは10月以降委託ということで今は直営という形を取っていますので委託の段階では運営協議会のようなものがある必要があるかと思えます。予定しております。

(今川会長)

役割分担を ???

(河口委員)

そうですね。住み分けをするということで。

(今川会長)

状況によって情報が必要であれば要請して情報を提供してもらおう。

(河口委員)

市民活動センターに市民からこういった事があがっているのかということも簡単に例えば??だったら情報提供を行なわれるとやはりこういう原案を考えたときにも市民の声を直接聞けるということもあるので簡単な事でも結構なのでしていただけたらと思います。

(今川会長)

いろいろ事務局の仕事が増えていきますが・・・

(海土事務局)

あしや市民活動センターの状況ですが、またまた口頭で恐縮なんですけど4月26日に

オープンできまして昨日6月23日まで約2ヶ月ですね。土日は締めいておりますので実質約40日間開けていることになりますが、利用したい、こちらからお願いしたい、来られて相談して登録していただいている団体が32団体。これはHPにアップしている126団体の中とは違う団体もありますし、別に此处を利用していただく団体ということで32ですね。相談をお受けしているんですが38件。どんな相談かといいますと、NPOを造りたい、から、此处は何をすることですか、何が使えますか、どういう風に使えますか？というのが多いですね。色々なことを芦屋の中でしているんですけども、どこかと一緒にできないか？まさに仰っているようにネットワークを此处で作れないかという話もポツポツ出てきております。こちらもたくさんの人に色々な分野の人にきていただいて繋ぐという仕事を今後はしていきたいなとセンター関係者は話しています。40日間で38件、押しなべていうと1日1件位。ただ電話は中々鳴らないんですけども人はあしや市民活動センターの特徴として市民参画課とご一緒させていただいているので、と言うより市民参画課の建物で公設公営なので自治会の方たちが出入りをしてくださっているということですね。なかなか自治会の方々とNPOの方々或いは市民団体・ボランティア団体が他ではうまくコラボレートしていないのですが、この大きな特徴で自然に自治会の方々も協力していただいていますし、そこにボランティア団体であるとかNPO団体が旨く繋がっていいなと私達は考えています。

(今川会長)

情報提供ありがとうございました。推進計画案の検討の際に必要な範囲で情報をいただけたら。

(海士事務局)

はい仰っていただけたら・・・

(今川会長)

HPで見れる？

(海士事務局)

実は専門的なHPなので結構難しいようで今一生懸命東さんがしてくださっていますので・・・

(今川会長)

あと何か？・・・・・・よろしいでしょうか？

あとでなにか質問があれば市民活動センターもしくは市民参画課に問い合わせたい

ただければと思います。 よろしく願いいたします。

それでは今日の議題は以上で会議はこれで締めさせていただきます。最後に今後の日程調整をお願いします。

(福島主査)

市民参画協働推進計画事業予定をお開け下さい。テーブルに1枚ものを置いておりました。先にご自宅にお届けしました資料ではなく、一枚もののほうをご覧ください。日にちを入れております。真ん中あたりの市民参画協働推進会議をご覧ください。1回目今日が6月24日ということで、2回目は7月25日水曜日3時から5時。市役所の北館2階第3会議室でお願いいたします。議題は推進計画案及びセンターのことについてとしまして先に資料をお配りさせていただきます。3回目は8月24日金曜日3時から5時北館2階第2会議室でお願いいたします。4回目ですが9月25日火曜日3時から5時でお願いいたします。場所はまだ決まっておりませんが市役所の中の会議室を予定いたしております。またお知らせいたします。5回目10月22日月曜日3時~5時。6回目1月21日月曜日3時~5時
合計6回でお願いいたします。

(大橋課長)

日程は現在で予定ということで、場合によっては緊急な事態等で変更になることもありますけれども、来月はこれでお願いたします。

(山下委員?)

資料は1週間前・・事前にいただけますね?

(大橋課長)

はい、事前に。

(福島主査)

それで6回の会議を終えまして推進計画をパブリックコメントに掛けたいと考えております。1月にパブリックコメントの結果公表し年度内に策定を固めたいと考えております。

(今川会長)

ではこれをもちまして第1回の芦屋市市民参画協働推進会議を終えます。

(全員)

ありがとうございました。